
第 5 編 鐵道災害対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または市民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係班

全班

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は、次の対策を講ずるものとする。

第1節 つくばみらい市の鉄道状況

市を通る鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線と、秋葉原駅とつくば駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅があり、取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅があり、秋葉原駅からの所要時間（最短）は約40分、つくば駅からの所要時間は12分である。

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

水戸地方気象台は、鉄道交通安全に係る気象、地象、水象を観測し、これらに関する予警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

第3節 鉄道交通安全運行の確保

第1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧等の異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、次のとおりである。

1 施設の巡回検査の実施

各鉄道事業者が定める基準に基づき、事故災害防止のため日常線路を巡回し、路線全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。

2 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が作動した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。

3 教育訓練体制の充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進する。

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生する恐れがある場合に、鉄道事業者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」に準ずるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市及び道路管理者は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より関係機関との連携を強化しておく。

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 救助・救急活動への備え

市及び消防署は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助工作車、救急車、照明車両等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3 消火活動への備え

鉄道事業者及び消防署は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

第4 緊急輸送活動への備え

鉄道事業者は、県公安委員会その他関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員または応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に務める。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

第6 防災訓練の実施

市は、県及び鉄道事業者と連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び関係機関は次の対策を講ずるものとする。

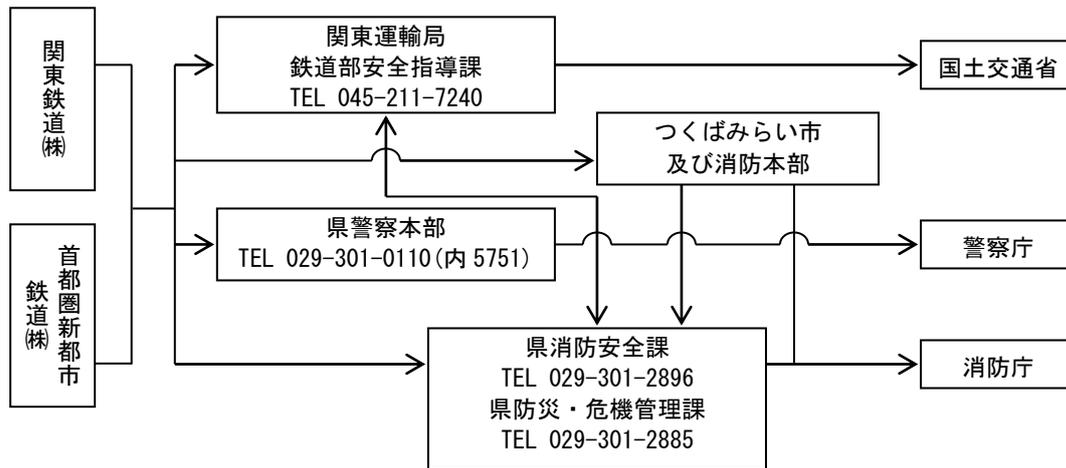
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 鉄道災害情報の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 （宿直 03-5253-7777）
関 東 運 輸 局	鉄道部安全指導課	045-211-7240 （各鉄道事業者通知済職員宅：通知済みの電話番号）
茨 城 県	消 防 安 全 課 防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2896（昼間） 029-301-2885（夜間）
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 （総合当直）
常 総 警 察 署	警 備 課	0297-22-0110 （同左）
常 総 広 域 消 防 本 部	警 防 課	0297-23-0119 （同左）
つくばみらい消防署	警 防 係	0297-58-0111 （同左）
関 東 鉄 道（株）	運 転 司 令 室	0297-22-0451 （同左）
首都圏新都市鉄道(株)	安全総括部企画調整課 技術部施設管理所	03-5298-5752（昼間） 0297-52-8306（夜間）

第2節 活動体制の確立

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、鉄道災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第2 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 鉄道事故による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 鉄道事故災害応急対策をおおむね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4 広域的な応援体制

鉄道事故による災害が発生し、市限りで応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害等対策計画第3章 第25節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

第5 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救護・救急活動

消防署は大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

第2 資機材等の調達等

消防署は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。
市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 消火活動

消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、市は、発災現場の市町村からの要請、または相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 避難指示等及び避難誘導

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策 第2章 第5節 第1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び市民に広報し、理解を求める。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章 第3節 第3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、様々な媒体により情報を提供する。

- ①鉄道災害の状況
- ②旅客及び乗務員等の安否情報
- ③医療機関等の情報
- ④市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤施設等の復旧状況
- ⑥避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦その他必要な事項

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章 第10節 第5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「第6 行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

鉄道事業者は、応急資材の確保については、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図る。

また、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努める。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

